



栃木基署発 0816 第1号

令和3年8月24日

一般社団法人 佐野労働基準協会

藤波 一博 会長 殿

栃木労働基準監督署長



## 労働災害撲滅に向けての緊急要請について

時下、ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、栃木労働基準監督署の業務の推進につきまして、日頃より格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木労働基準監督署管内の令和2年における死者数については3人であり、令和元年に比べ2人の減少となっておりますが、令和2年における休業4日以上の死傷者数については574人であり、令和元年と比較して13人2.3%の増加となっております。また、本年7月末現在における死者数については4人と、前年同期と比較して3人も増加し、休業4日以上の死傷者数はついても302人と前年同期と比較して51人20.3%と大幅に増加し、労働災害の増加に歯止めがかからない、大変憂慮すべき状況にあります。

本来、労働災害はあってはならないものであり、災害の程度によっては事業場にとって貴重な人材と社会的信用を失うとともに、企業経営の基盤をも揺るがしかねないものです。

このように多発する労働災害の背景には、産業活動を優先し、安全を軽視することによる安全衛生管理の機能の低下、労働者の労働災害防止に対する不十分な知識、安全意識の低下等があるのではないかと懸念されるところです。

貴団体におかれましては、このような状況をご理解の上、労働災害の防止に万全を期すため、会員事業場に対して下記事項の周知啓発、指導等を実施されますよう要請いたします。

### 記

#### 1 安全衛生管理の強化

(1) 経営トップが自ら安全に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となって計画的に安全衛生管理のための活動に取り組むこと。

(2) 経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理の機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生教育・訓練の実施等により安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置すること等、安全衛生管理の機能の維持・強化を図ること。

## 2 重点対策事項

本年に発生した死亡災害は交通事故及び墜落・転落の割合が高くなっていることから、特に、最重点対策として「交通労働災害防止対策の徹底」及び「墜落・転落災害防止対策の徹底」を図るとともに、以下の対策を講ずるものとする。

### (1) 交通労働災害防止対策の徹底

交通労働災害は、業務の遂行と密接な関係の中で発生するものであり、自動車等の運転を行う労働者に単に交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

### (2) 墜落・転落災害防止対策の徹底

#### ア 高所作業における災害防止対策

高所作業における作業床（機械設備の上面を含む）、工場屋根、足場等からの墜落・転落災害を防止するため、法令に基づいた安全な足場の設置及び防網の設置、要求性能墜落制止用器具（安全帯）の使用等により墜落・転落災害防止対策を徹底すること。また、ハシゴ、脚立等の昇降設備についても適正な使用及び損傷等の有無の点検等を実施すること。

#### イ 陸上貨物運送事業における災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策を徹底すること。

また、荷主等の事業者及び陸運事業者との合同の安全衛生協議会組織を設置し、労働災害防止のための協議や荷役作業場の巡視等を定期的に実施すること。

### (3) リスクアセスメント等の導入

リスクアセスメント等の導入により職場から危険・有害な状態の低減及び排除することを目指し、事業場が一丸となって組織的かつ継続的に安全衛生管理を推進することで、事業場の安全衛生水準の向上を図ること。

### (4) 機械設備等の安全確保の徹底

事業場内の機械設備等について、リスクアセスメント等を実施することにより、その危険・有害性の再検討を行い、必要に応じ重点的な整備、改善等を実施すること。

### (5) 安全な作業方法による作業の徹底

基本的な安全ルールを策定した上で、定常作業及び非定常作業について、安全で合理的な作業標準等を作成するとともに、その作業標準等が形骸化することなく、各作業が作業標準等に基づき実施されていることについて確認し、PDCAサイクル等の展開により常に現状に即したものとなるよう管理すること。

### (6) 安全衛生教育等の充実

第一線の現場では、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下する恐れがあるため、管理監督者、危険有害業務従事者、一般の作業者等に対して、その職制に応じた安全衛生教育、職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、比較的経験の浅い労働者が被災する事案が増加傾向にあることから、雇入れ時等教育において、安全作業の徹底と異常事態発生等における対応について、安全衛生教育、訓練等により安全の確保の徹底を図ること。

## 3 栃木労働基準監督署のお知らせ（栃木労働局ホームページ内）

[https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/tochigi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/tochigi.html)

（「◆労働災害防止緊急要請!!」リーフレット等）